

平成十四年国土交通省令第十七号

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）第十条第一項及び第二項並びに第十三条第一項及び第三項並びに建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）第六条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（対象建設工事の届出）

第二条 法第十条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 工事の名称及び場所

三 工事の種類

四 工事の規模

五 請負契約によるか自ら施工するかの別

六 対象建設工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

七 対象建設工事の元請業者が建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第三条第一項の許可を受けた者である場合においては、次に掲げるもの

イ 当該許可をした行政庁の名称及び許可番号

ロ 当該元請業者が置く同法第二十六条に規定する主任技術者又は監理技術者の氏名

八 対象建設工事の元請業者が法第二十一条第一項の登録を受けた者である場合においては、次に掲げるもの

イ 当該登録をした行政庁の名称及び登録番号

ロ 当該元請業者が置く同法第三十一条に規定する技術管理者の氏名

九 対象建設工事の元請業者から法第二十二条第一項の規定による説明を受けた年月日

2 法第十条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付しなければならない。

（対象建設工事の届出に係る事項の説明等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三条 法第十二条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 建設業を営む者の使用に係る電子計算機と対象建設工事を発注しようとする者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、対象建設工事を発注しようとする者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら対象建設工事を発注しようとする者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する方法

ロ 建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて対象建設工事を発注しようとする者の閲覧に供し、対象建設工事を発注しようとする者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電子計算機に備えられた受信者ファイル（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第五条第一項第二号、第八条第一項第二号及び第十条第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 対象建設工事を発注しようとする者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあっては、記載事項を建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を対象建設工事を発注しようとする者に通知するものであること。ただし、対象建設工事を発注しようとする者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあっては、記載事項を建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を対象建設工事を発注しようとする者に通知するものであること。ただし、対象建設工事を発注しようとする者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

（対象建設工事の届出に係る事項の説明等に係る電磁的方法の種類及び内容）

第四条 令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前項第一項各号に規定する方法のうち建設業を営む者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（対象建設工事の届出に係る事項の説明等に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第五条 令第三条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 対象建設工事を発注しようとする者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設業を営む者の使用に係る電子計算機に令三条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて対象建設工事を発注しようとする者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建設業を営む者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（変更の届出）

第六条 法第十条第二項の主務省令で定める事項は、法第十条第一項第二号から第五号までに規定する事項並びに前条第一号及び第四号から第九号までに規定する事項とする。

2 法第十条第二項の規定による届出は、別記様式第二号による届出書を提出して行うものとする。

（対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項）

第七条 法第十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 分別解体等の方法

二 解体工事に要する費用

（対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第八条 法第十三条第三項の主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する措置のうち次に掲げるもの

イ 対象建設工事の請負契約（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。）の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機

とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受

- 信者ファイル（専ら当該契約の相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ）に記録する措置
- 口 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第一項に規定する事項又は請負契約の内容で同項に規定する事項に該当するものに変更の内容（以下「契約事項等」という。）を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置
- ハ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供する措置
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに契約事項等を記録したものを受け取ることによる書面を作成することができるものであること。
- 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
- 三 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
- 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
- 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
- 三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。
- 3 第一項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 第一項第一号ロに掲げる措置については、契約事項等を対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に對し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
- 二 第一項第一号ハに掲げる措置については、契約事項等を対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に對し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
- 4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- （対象建設工事の請負契約に係る電磁的方法の種類及び内容）
- 第九条** 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
- 一 前条第一項各号に規定する措置のうち対象建設工事の請負契約の当事者が講じるもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- （対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）
- 第十一条** 令第四条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 対象建設工事の請負契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第五条の五第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを受け取ることにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 前項第一号の「電子情報処理組織」とは、対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（報告の徴収に関する事項）

同じ）に記録する措置

口 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第一項に規定する事項又は請負契約の内容で同項に規定する事項に該当するものに変更の内容（以下「契約事項等」という。）を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置

この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十四年五月三十日）から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

この省令による改正前の特定建設資材に係る分別解体等に関する省令別記様式第一号による届出書の記載事項に変更があった場合におけるこの省令による改正後の特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第三条第二項の規定による届出書の様式については、なお従前の例による。

（附則）（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

（施行期日）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（令和二年一月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（附則）（令和三年二月三日国土交通省令第四号）

（施行期日）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行前に特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（以下「省令」という。）第二条第二項の規定による届出を行った者が省令第三条第二項の規定による届出を行う場合に提出する届出書の様式については、改正後の省令別記様式第二号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

（附則）（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）抄

（施行期日）

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（附則）（令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

（報告の徴収に関する事項）

この省令は、令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号による事項は、法第十三条第一項及び第二項の規定により交付した書面又は同条第三項の規定により講じた措置に関する事項その他分別解体等に関し都道府県知事が必要と認める事項とする。

（附則）（平成二二年二月九日国土交通省令第三号）

（施行期日）

（経過措置）

この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十四年五月三十日）から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（附則）（令和三年五月七日国土交通省令第一号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（令和二年一月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（附則）（令和三年二月三日国土交通省令第四号）

（施行期日）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（附則）（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）抄

（施行期日）

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（附則）（令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

(様式第一号)

(A4)

## 届出書

令和 年 月 日

知事  
市区町村長 殿

フリガナ

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_

(郵便番号) \_\_\_\_\_ 電話番号) \_\_\_\_\_

住所) \_\_\_\_\_ (郵便番号) \_\_\_\_\_ 電話番号) \_\_\_\_\_

住所) \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

## 1. 工事の概要

①工事の名称 \_\_\_\_\_

②工事の場所 \_\_\_\_\_

③工事の種類及び規模

□建築物に係る解体工事 用途 \_\_\_\_\_ 、階数 \_\_\_\_\_ 、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>□建築物に係る新築又は増築の工事 用途 \_\_\_\_\_ 、階数 \_\_\_\_\_ 、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 \_\_\_\_\_ 、階数 \_\_\_\_\_ 、請負代金 \_\_\_\_\_ 万円

□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 \_\_\_\_\_ 万円

④請負・自主施工の別: □請負 □自主施工

## 2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_

(郵便番号) \_\_\_\_\_ 電話番号) \_\_\_\_\_

②住所 \_\_\_\_\_

③許可番号(登録番号) \_\_\_\_\_

□建設業の場合 建設業許可) □大□□知事( ) 号( )工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名 \_\_\_\_\_

□解体工事業の場合は

解体工事業登録) 知事( ) 号

技術管理者氏名 \_\_\_\_\_

## 3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和 年 月 日

## 4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

## 5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和 年 月 日

(工事完了予定日) 令和 年 月 日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意) 1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 \_\_\_\_\_

別表1

(A4)

## 建築物に係る解体等の計画等

建築物に関する調査の結果	建築物の構造	□木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他の( )
	建築物の状況	築年数 _____ 年、棟数 _____ 棟 その他の( )
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □隣接 □隔離 □その他( ) 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他の( )
	建築物に関する調査の結果	建築物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他の( )
	搬出経路	障害物 □有( ) □無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学道路 □有( ) □無 その他の( )
	残存物品	□有( ) □無
	特定建設資材への付着物	□有( ) □無
	他法令関係	□有( ) 特定建設資材への付着物(□有( ) □無) □無
	その他	□有( ) □無
工事の工程の順序	工程	作業内容
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有( ) □無
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有( ) □無
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有( ) □無
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有( ) □無
	⑤その他( )	その他の取り壊し □有( ) □無
	工事の工程の順序	□上工程における①→②→③→④の順序 □その他の順序 その他の場合の理由( )
	□内装材に木材が含まれる場合	①の工事における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可( ) □不可( ) 不可の場合の理由( )
	建築物に用いられた建設資材の量の見込み	トン
	特定建設資材 損耗物の量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類 量の見込み 発生が見込まれる部分(注) □コンクリート塊 トントン □アスファルト・コンクリート塊 トントン □建設発生木材 トントン

(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2

		(A4) 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)			
		分別解体等の計画等			
建築物に関する調査の結果	使用する特定建設資材の種類	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> レンガ・セメント <input type="checkbox"/> 鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
	建築物の状況	築年数 _____ 年、棟数 _____ 棟 その他の( )			
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他の( )			
		建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( )			
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( )			
	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)		<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無	
		他法令関係(石綿・大気汚染防止法・安全衛生法・修繕・模様替工事のみ)		<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 特定建設資材への付着物(有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
		フロン(フロン排出抑制制)		<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン錠が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	
		その他			
工程ごとの作業内容	工程		作業内容		
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
廃棄物発生量見込量	⑥その他の( )		その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他の					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

		(A4) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)			
		分別解体等の計画等			
工作物に関する調査の結果	工作物の構造(解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他( )			
	工作物の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 その他の( )			
	使用する特定建設資材の種類(新築・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> レンガ・セメント <input type="checkbox"/> 鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他の( )			
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他の( )			
	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( )			
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( )			
	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 特定建設資材への付着物(有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
		他法令関係(石綿・大気汚染防止法・安全衛生法・修繕・模様替工事のみ)		<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 特定建設資材への付着物(有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
工程ごとの作業内容及び複数方法	工程		作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑥その他の( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
工作物の工程の順序(解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他の( ) □その他の場合の理由( )			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン			
廃棄物発生量見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕・解体工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
			<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他の					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

(様式第二号)

(A4)

## 変更届出書

令和 年 月 日

変更箇所	知事 市区町村長 殿	
	<input type="checkbox"/> フリガナ 発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ (郵便番号) _____ 電話番号 _____	
	<input type="checkbox"/> 住所 (転居予定先) (郵便番号) _____ 電話番号 _____ 住所 _____	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。	

記

1. 工事の概要  
 工事の名称 \_\_\_\_\_  
 工事の場所 \_\_\_\_\_  
 工事の種類及び規模  
 建築物に係る解体工事 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>  
 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>  
 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの  
 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、請負代金 \_\_\_\_\_万円  
 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 \_\_\_\_\_万円  
 請負・自主施工の別:  請負  自主施工
2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)  
 フリガナ  ①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_  
 (郵便番号) \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
 ②住所 \_\_\_\_\_  
 ③許可番号(登録番号)  
 建設業の場合  
 建設業許可 \_\_\_\_\_  大臣  知事( \_\_\_\_\_ ) 号( \_\_\_\_\_ )工事業  
 主任技術者(監理技術者)氏名 \_\_\_\_\_  
 解体工事業の場合  
 解体工事業登録 \_\_\_\_\_ 知事 \_\_\_\_\_ 号  
 技術管理者氏名 \_\_\_\_\_
3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日  
 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)  
 令和 年 月 日
4. 分別解体等の計画等  
 建築物に係る解体工事については別表1  
 建築物に係る新築工事等については別表2  
 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3  
 により記載すること。
5. 工程の概要  
 (工事着手予定期) 令和 年 月 日  
 (工事完了予定期) 令和 年 月 日  
 (注意) (できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

1.  標には、該当箇所に「レ」を付すこと。  
 2. 届出書に添付した対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真に変更がある場合には、新たな設計図又は写真を添付すること。

※受付番号 \_\_\_\_\_

別表1

(A4)

[建築物に係る解体工事]

建築物の構造		分別解体等の計画等	
<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造
<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック造	<input type="checkbox"/> ソの他( _____ )	<input type="checkbox"/>
建築物の状況		建築年数 年 棟数 棟	
建築物に関する調査の結果		その他( _____ )	
周辺状況		周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他( _____ )	
		敷地境界との最短距離 約 _____ m その他( _____ )	
建築物に関する調査の結果及び工事着手手順に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容	
作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( _____ )	
搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有( _____ ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 <input type="checkbox"/> 有( _____ ) <input type="checkbox"/> 無 その他( _____ )	
残存物品		<input type="checkbox"/> 有( _____ ) <input type="checkbox"/> 無	
特定建設資材への付着物		<input type="checkbox"/> 有( _____ ) <input type="checkbox"/> 無	
他法令関係		<input type="checkbox"/> 有( _____ ) 石綿(大気汚染防止法・安全衛生法・石綿則) プロン(プロン(排出抑制法)) 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちプロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	
その他の			
工程		作業内容	
①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有( _____ ) <input type="checkbox"/> 無	
②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有( _____ ) <input type="checkbox"/> 無	
③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有( _____ ) <input type="checkbox"/> 無	
④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有( _____ ) <input type="checkbox"/> 無	
⑤その他( _____ )		その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有( _____ ) <input type="checkbox"/> 無	
工事の工程の順序		工事の工程の順序 <input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他の場合の理由( _____ )	
内装材に木材が含まれる場合		内装材に木材が含まれる場合 <input type="checkbox"/> 有( _____ ) <input type="checkbox"/> 可能 不可の場合は理由( _____ )	
建築物に用いた建設資材の量の見込み		トントン 種類 見込み 产生が見込まれる部分(例) コンクリート塊 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ アスファルト・コンクリート塊 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ 建設発生木材 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

□横には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2

変更箇所		建物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)			
		分別解体等の計画等			
	使用する特定建設資材の種類	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
	建物の状況	著年数____年、棟数____棟 周辺状況 周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( 敷地境界との最短距離 約____m その他( ) )			
	建物に関する調査の結果	建物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( ) )			
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( ) )			
	建物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	特定建設資材への付着物 (修繕・模様替工事のみ) <input type="checkbox"/> 有( ( ) <input type="checkbox"/> 無			
	他法令・規制	石綿 <input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 安全衛生法 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 フロン(フロン類の排出抑制法) <input type="checkbox"/> 有(薬効用のエアコン・冷蔵冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無			
	工程	作業内容			
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
廃棄物発生見込量	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)		
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

変更箇所		建物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)			
		分別解体等の計画等			
	工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他( )			
	工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他( )			
	使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
	工作物の状況	著年数____年 周辺状況 周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( 敷地境界との最短距離 約____m その他( ) )			
	工作物に関する調査の結果	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( ) )			
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( ) )			
	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ) <input type="checkbox"/> 有( ( ) <input type="checkbox"/> 無			
	他法令・規制	石綿 <input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 安全衛生法 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 フロン(大気汚染防止法・安全衛生法 石綿) <input type="checkbox"/> 有(特定建設資材への付着(有 <input type="checkbox"/> 無)) <input type="checkbox"/> 無			
	工程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
工程の工程の順序 (解体工事のみ)	①上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他( ) ②その他の場合の理由( )				
工作物に用いた建設資材の量の見込量 (解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)		
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。